四日市足見川メガソーラー事業に係る環境保全協定

四日市市（以下「甲」という。）と四日市足見川メガソーラー合同会社（以下「乙」という。）及び株式会社ジーヴァエナジー（以下「丙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の実施する太陽光発電事業が地域との調和が図られたものとなり、もって地域の良好な環境を保全することを目的とする。

（事業の実施）

第２条　乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類　　太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）
事　業　地　　四日市市山田町、波木町、小林町地内
事業面積　　９７．９４ヘクタール
事業規模　　５０，０００キロワット
協定対象期間　協定締結の日から事業の終了後、太陽光発電施設を完全に撤去するまで

（乙の責務）

第３条　乙は、この協定の各条項に定める事項を遵守するとともに、事業の実施に当たっては、環境保全計画書（別紙）に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第４条　甲及び乙は、第２条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（事業の変更等）

第５条　乙は、本協定に基づき甲へ報告した事項を変更しようとするときは、甲に書面にて届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

２　乙は、当該事業の権利を第三者へ譲渡し、又は貸与しようとするときは、甲へ書面にて報告するとともに、新しい権利者に本協定に定める一切の内容を承継させるものとする。

（事業の終了）

第６条　乙は、第２条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に書面にて届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

２　乙は、事業終了の際のパネル等の廃棄物を適切に撤去及び処分するとともに、跡地を放置せず適切な措置を講じるものとし、その計画をあらかじめ甲に書面にて報告しなければならない。

３　事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的な資金の積み立てを行うこととす

る。この積み立てには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の規定により太陽光発電施設の設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の５％以上の額を処分及び撤去費用として２０年以内に確保するとともに、資金の積み立て状況を、年１回甲に書面にて報告すること。

（報告及び立入調査）

第７条　甲は、この協定の履行に必要な限度において、乙に対して報告を求め、又は甲の職員に事業地に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができるものとする。

２　前項の立入調査及び報告の結果、周辺環境等への影響が懸念され、是正の必要があると認められるときは、甲は、その旨を乙に通知し、乙は、乙の責任において速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（住民対話の推進等）

第８条　乙は、地域住民との協調を図るため、積極的にコミュニケーションの場を持つように努めるとともに、地域住民から対話の要請があった場合には誠意をもって応じるものとする。

２　乙は、市内の環境活動団体等と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力するものとする。

（苦情への対応）

第９条　乙は、太陽光発電事業に伴い、住民等から苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

（事故への対応）

第１０条　乙は、事業地において、自然災害、その他の事由により施設の故障、破損等の事故が発生したときは、周辺環境への影響を最小限にとどめ、直ちに復旧又は撤去する等の必要な措置を講じるとともに、その状況を速やかに甲に書面にて報告しなければならない。

２　乙は、事故が発生した際に速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成し、甲に書面にて報告しなければならない。

（損害賠償の義務）

第１１条　乙は、乙の故意又は過失によって、太陽光発電事業に伴い第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償しなければならない。

（公表）

第１２条　乙が本協定第３条に定める事項に違反した場合、甲は、乙の住所及び代表者の職名及び氏名並びに違反した内容を公表することができる。

（丙の責務）

第１３条　本協定に基づく義務を乙が履行しない場合には、甲の請求により、丙は乙に代わって

乙が履行すべき義務を負うものとする。

２　甲が緊急のため、乙に代わって第６条第２項及び第１０条第１項に規定されている措置を行った場合、丙は、乙と連帯してその措置に要した費用を甲に支払わなければならない。

（協議）

第１４条　この協定に関して疑義が生じたとき、この協定の履行に関して必要が生じたとき、又は第３条に掲げる別紙の内容に変更の必要が生じたときは、甲、乙、丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙、記名押印の上、各自１通を所持する。

平成 30 年 11 月 19 日　甲　　四日市市諏訪町１番５号
四日市市
四日市市長　森　智広

乙　　東京都港区六本木三丁目１５番５号
四日市足見川メガソーラー合同会社
代表社員　株式会社ジーヴァエナジー
職務執行者　金田　直己

丙　　東京都港区六本木三丁目１５番５号
株式会社ジーヴァエナジー
代表取締役　金田　直己

別紙　環境保全計画書（第３条関係）

１．趣旨

本計画書は、乙の実施する太陽光発電事業が周辺環境に十分な配慮がなされ、地域と調和が図られた事業となるよう、事業期間中に乙が実施する事項を定める。

事業等の概要（協定締結日現在）

事業概要	敷　　地：980,700 ㎡ 発電出力：50,000kW（想定年間発電量_____kWh） 添付資料： ・ 位置図　（図：趣旨-位置図） ・ 計画平面図（敷地境界、発電設備、緑地、通路、フェンス等） （図：趣旨-計画平面図、図：趣旨-発電設備） ・ 造成計画平面図　（図：趣旨-造成計画平面図） ・ 排水計画平面図　（図：趣旨-排水計画平面図） ・ 希少動植物分布図及び移植計画書 (別冊　希少動植物分布図及び移植計画書) ・ 工事工程表　（表：趣旨-工事工程表） ・ 事業スキーム図（本事業に参画する各主体の役割分担等） （図：趣旨-事業スキーム）
乙の会社概要	所在地：　　東京都港区六本木三丁目１５番５号 設立年月日：　平成 27 年 9 月 29 日 従業員数：　　１０名 資本金：　　１００万円 添付書類：登記簿謄本（写）

２．全般に関する事項

2-1 パネル等の設計

(1) パネルの選定に際しては今後も最新技術を踏まえた検討を行い、最大限の残置森林の確保に最後まで努めること。

(2) パワーコンディショナー等は低騒音設計等の環境に配慮した機器を選定するとともに、その配置については、設置方向を含め騒音、低周波音及び電磁波による近隣住民への影響を考慮すること。

(3) 防災、環境保全、景観保全を考慮した設計を行うこと。

(4) 保守点検、維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うこと。

(5) 消防活動用の通路を設置するなど、「太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準」（東京消防庁）を参考に、消防活動を考慮した設計を行うこと。

2-2 動植物への配慮及び対応

(1) 重要な種の基準に該当する動植物の生育・生息が新たに確認された場合、甲へ書面にて報告するとともに、その生育群における開発の回避や移植などの保全措置を検討するこ

と。保全措置の検討及び実施にあたっては、必要に応じて地元研究者や学識経験者等から意見を求めるとともに、措置後は、生育状況等の調査を継続的に行い、結果を書面にて甲へ報告すること。なお、重要な種の基準の範囲については、「レッドデータブック記載種」、三重県自然環境保全条例に基づく「三重県指定希少野生動植物種」、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく「国内希少野生動植物種」、文化財保護法又は三重県文化財保護条例に基づく「天然記念物」とする。

(2) 事業実施区域に営巣が確認されたサシバについて、「サシバの保護の進め方」（環境省）を参考にしつつ、事業実施区域内及びその周辺において、サシバの営巣や繁殖活動が確認された場合は、工事を中止するなどの保全措置に努めること。

(3) ニホンジネズミ、ヒミズ、カヤネズミや、トノサマガエル、ニホンアカガエルなどは、重要な種の基準に該当しなくても近郊で生息数が減少するなど地域環境保全の指標となる種と考えられることから、これらの種の生育環境にも配慮し、保全に努めること。

(4) 地表又は地中を徘徊する昆虫や小動物などの生き物の移動経路を確保するため、パネル設置面等を含む事業実施区域内の草地が分断されることのないよう連続性を確保するとともに、事業区域周辺に生息する動物等が樹林帯を移動できるように配慮し、外周フェンスは敷地境界ではなく、パネル設置場所と樹林帯との境界付近に設置すること。

(5) 森林伐採により陸生動物の生息地が減少し、獣害による農作物等への影響が懸念されることから、地域住民から苦情等が寄せられた場合には、誠意をもって対応すること。

(6) 特定外来生物が発見された場合、速やかに駆除等の対応に努めること。

(7) 調整池については、土堰堤をはじめ生物の生息空間となりうる部分もあることから、これらの場所においては可能な限り自然工法を採用するよう努めることとし、事前にその方法を甲へ書面にて報告すること。

３．工事の施工に関する事項

3-1 周辺環境への影響調査

工事の施行による周辺環境への影響について、環境影響評価書第１０章「事後調査実施計画」に記載の調査を実施し、結果を速やかに甲へ書面にて報告すること。また、同計画に記載の調査に限らず、工事の施行により周辺環境への影響が疑われる場合や、周辺住民等から苦情等があった場合は、甲と協議の上、追加調査を実施するとともに、誠意をもって対応すること。

3-2 車両等

(1) 工事車両や重機は、最新の排ガス基準に適合したものを使用すること。また、オフロード車両についても同様のことに努めること。

(2) 工事の際は、稼働が集中しないように平準化を図り、アイドリングストップ等を徹底すること。

(3) 重機は、低騒音・低振動型のものを使用するとともに、チェーンソー等の小型の機器も含め、騒音、振動の周辺環境への影響を最小限にするように努めること。

(4) 工事車両の走行による一般道への汚れの拡散を防止するため、事業実施区域出口等に足洗い場やタイヤ洗浄機等を設置するなどの対策を講じること。

４　施設の稼働に関する事項

4-1 周辺環境への影響調査

施設の稼働による周辺環境への影響については、環境影響評価書第１０章「事後調査実施計画」に記載の調査を実施に加えて下表の調査を実施し、毎年甲へ書面にて調査結果を報告するとともに、別表１に示す基準値（表中下線）を超過した場合は、速やかに甲へ書面にて報告するとともに必要な対策を講じること。また、事後調査実施計画及び別表１に記載の調査に限らず、施設の稼働により周辺環境への影響が生じることが疑われる場合や、周辺住民等から苦情等があった場合は、甲と協議の上、追加調査を実施するとともに、誠意をもって対応すること。

別表１

項目	調査地点（別図 1）	頻度	調査項目・基準値
大気質	事業実施区域周辺８地点 **図 4.1　周辺環境　ー大気質調査地点（気温）**	年１回	気温（夏季を対象として１ヶ月程度）
騒音	敷地境界 15 地点 **図 4.1 周辺環境　ー騒音調査地点**	年１回	L_{A5}　昼__dB__、夜__dB__
低周波音	周辺集落 4 地点 **図 4.1 周辺環境　ー低周波音調査地点**	年１回	G 特性音圧レベル　__dB__
水質	調整池放流口４地点及び下流側１地点（足見川） **図 4.1 周辺環境　ー水質調査地点**	年１回	水温、pH、BOD、SS、DO、Zn、Pb、LAS、ノニルフェノール、セレン、流量
地下水	既設井戸１地点 自噴井１地点 **図 4.1 周辺環境　ー地下水調査地点**	年１回	水質：濁度、電気伝導度（春季に実施）
		年１回	既設井戸：地下水位（通年） 自噴井：湧出量（通年）
動植物	移植先及びその周辺 **図 4.1 周辺環境　ー移殖種の定着（動物）** **図 4.1 周辺環境　ー移殖種の定着（植物）**	1 回/2 年	移植種の定着・活着状況
生態系	事業実施区域及びその周辺 **図 4.1 周辺環境　ーサシバ繁殖状況調査地点（評価書調査地点）**	1 回/2 年	サシバの繁殖状況
稼働状況	発電量	年１回	月別発電量（kWh）

4-2 森林・緑地の保全及び管理

(1) 事業実施期間に亘り、森林面積 29.29ha 以上（残地森林 23.44ha 以上、造成森林 5.85ha

以上）を確保すること。

(2) 森林は生態系維持の基盤であることを踏まえ、残地森林及び造成森林の保全及び維持管理にあたっては、地元研究者や学識経験者とも相談の上、人の手を加える部分と自然の遷移に任せる部分を十分に検討するとともに、森林の質の向上に努めること。

(3) 施設の稼働までのなるべく早い段階で森林・緑地の保全及び維持管理に係るロードマップを作成し、甲に書面にて提出すること。また、当該ロードマップに従い森林・緑地の適切な保全及び維持管理を行うとともに、毎年その効果を検証し、結果を年に 1 回甲に書面にて報告すること。

(4) 植栽を実施する場合、外来生物の導入は避け、地域の自然植生に適合した在来種を選定するよう努めること。

(5) 竹林はできる限り伐採すること。

(6) 除草等を実施する場合、除草剤等の薬品を使用しないこと。

以下余白

環境アセスメント

三重県環境影響評価条例の概要

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

三重県

対象事業・準対象事業の規模要件（条例施行規則別表第1・第60条）

事業種類		規模要件 対象事業（環境アセスメントを実施）	規模要件 準対象事業（簡易的環境アセスメントを実施）
1 道路	自動車専用道路	4車線すべて	
	一般国道等	4車線5km以上	
2 ダム、堰	ダム	堤頂高30m以上 湛水面積20ha以上	
	堰	長さ300m以上	
3 鉄道又は軌道		延長5km以上	
4 飛行場		すべて	
5 電気工作物	水力発電所	出力1.5万kW以上	
	火力発電所	出力5万kW以上	
	地熱発電所	出力5千kW以上	
	風力発電所	出力7千500kW以上	
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	敷地面積2.5ha以上	
	廃棄物焼却場	処理能力4t/時以上	
7 流域下水道終末処理場		すべて	
8 工場又は事業場（太陽光発電所を除く）		排ガス量10万m^3/時以上 排出水量5千m^3/日以上 面積20ha以上 ※	
9 公有水面埋立		面積15ha以上	
⑩ 土地区画整理事業		面積20ha以上 （用途地域50ha以上）	面積10ha以上 （用途地域25ha以上）
⑪ 工業団地の造成		面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
⑫ 住宅団地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上
⑬ 流通業務団地の造成		面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
⑭ スポーツ又はレクリエーション施設等	ゴルフ場	面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
	スポーツ又はレクリエーション施設	面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
	公園事業	面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
	都市公園	面積50ha以上 ※	面積25ha以上 ※
⑮ 宅地その他の用地造成		面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
16 農用地の造成		面積75ha以上 ※	
17 土石の採取又は鉱物の掘採		面積20ha以上	面積10ha以上
18 複合開発整備事業		⑩～⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が1以上	
港湾計画（条例第40条）		面積100ha以上	

※は、工業専用地域の面積を除いた面積です。

★ 特別地域（国立公園の特別地域等）で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。

環境アセスメントの流れ

環境アセスメント

方法書
環境アセスメントを行う方法をまとめた図書

↓

調査・予測・評価
（現地調査を実施）

↓

準備書
環境アセスメントの結果について意見を聴くための準備としてまとめた図書

↓

評価書
環境アセスメントの結果をまとめた図書

↓

許認可等の申請
事業着手

↓

事後調査

↓

事後調査報告書
事後調査の結果をまとめた報告書
（事後調査終了まで毎年度）

意見

意見

住民等

市町長

知　事

事業者は、住民等、市町長、知事から意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作ります。

簡易的環境アセスメント

調査・予測・評価
（文献調査が基本）

↓

簡易評価書
簡易的環境アセスメントの結果をまとめた図書

意見

↓

措置報告書
環境負荷低減を目的とした措置を記載した報告書

↓

許認可等の申請
事業着手

↓

（事後調査）

※次のいずれかに該当するとき、環境アセスメントの手続の実施が求められる場合があります。
(1) 希少な動植物等の存在が確認されているとき
(2) 特別地域が 5ha 以上含まれている等のとき
(3) 周辺地域で同一の目的・内容の事業が実施されており、一体となって環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき
(4) 管轄市町長から要請があり、知事が環境保全の見地から特に必要と認めるとき

※三重県条例には、事業計画の検討段階で行う「配慮書」の手続はありません。

調査・予測・評価を行う項目

- 大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭）
- 水環境（水質、水底の底質、地下水の水質及び水位）
- 地形及び地質
- 地盤
- 土壌
- 日照阻害
- 電波障害
- 陸生動物
- 陸生植物
- 水生生物
- 生態系
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 歴史的文化的な遺産
- 景観
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等
- 放射線の量

よくある質問

Q　簡易的環境アセスメントは、従来の環境アセスメントと比較して何が簡易的になるのですか？

A　調査・予測・評価のうち、調査の部分が簡易的になります。通年（四季）での現地調査は必須ではなく、文献等から得られた調査結果をもとに、事業が環境に与える影響を予測・評価していただくことになります。

　また、書類作成や意見聴取の回数を少なくすることにより、手続を簡略化しています。

Q　大規模太陽光発電（いわゆるメガソーラー）事業を行うには、環境アセスメント※の実施は必要ですか？

（※簡易的環境アセスメントを含みます。以下同じです。）

A　一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として環境アセスメントの実施が必要になります。

　既に造成済の土地で新たに土地の造成を行わずに施設を設置する場合は、環境アセスメントの実施は不要です。

Q　風力発電事業を行うには、環境アセスメントの実施は必要ですか？

A　環境影響評価法の規模要件（発電所の出力が５万kW以上）に該当する場合は、法律に基づく環境アセスメントの実施が、三重県条例の規模要件（発電所の出力が7,500kW以上）に該当する場合は、条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。

　以上の規模要件に該当しない場合でも、三重県条例の「工場又は事業場」または「宅地その他の用地の造成事業」の規模要件に該当する場合は、三重県条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。

Q　環境アセスメントを実施しないと着工できませんか？

A　評価書を公告（または措置報告書を知事等に送付）するまで、事業の着工はできません。

　また、各種許認可等の申請等の前に、評価書（または措置報告書）を知事等に送付しなければなりません。

Q　環境アセスメントを実施せずに着工した場合、どうなりますか？

A　環境アセスメントを実施するよう、勧告する場合があります。また、勧告に従わない場合は事業者名等を公表し、併せて、市町長及び林地開発許可や農地転用許可等の許認可等を行う機関に通知する場合があります。

問い合わせ先　三重県環境生活部　地球温暖化対策課　TEL 059-224-2366

令和４年10月作成

太陽光発電設備の規制に関する条例　整理

【四日市市「太陽光発電施設に関するガイドライン」の要点】
「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」は、太陽光発電施設の設置や運用等についての適切な導入を促すため策定し、平成３０年４月１日から施行。

１．目的

市内に設置される太陽光発電施設について、その事業者に対し、自然環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止等の観点から遵守、配慮すべき事項を示すとともに、計画の早い段階で地域住民および市へ事業概要を説明し、地域住民とのコミュニケーションを十分図りながら事業を進めることにより、地域住民の生活環境や自然環境と調和した太陽光発電施設の導入を促すことを目的とする。

２．適用対象施設

市内において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（ＦＩＴ法)」〔2022 年４月から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」〕に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う太陽光発電施設を対象とする。ただし、建築物に設置されるものは除く。

本法律が適用されない太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うことが望まれる。

３．主な内容

本ガイドラインは、国・県のガイドラインをベースにしつつ、「地域住民等への説明報告書」の提出や環境保全協定の締結など、市独自の内容を盛り込んでいる。

（１）地域住民とのコミュニケーション

事業者に対し、事業計画のなるべく早い段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図ることを求めている。

（２）遵守事項を記載

事業の企画・立案から、設計・施工、運用・管理、撤去・処分までの各段階における事業者の遵守事項を示している。

（３）「特に配慮が必要な区域」の整理

防災、環境保全、景観保全等の観点から、関係法令、条例の規定により、許可、届出を要する区域を整理している。

（４）「事業概要書」の提出

出力が５０ｋW以上の場合、市へ事業概要書の提出を求めている。

（平成３０年４月１日時点で工事に未着工の事業が対象）

（５）「地域住民等への説明報告書」の提出

実施する事業の概要について、事業計画の早い段階で地域住民（自治会の役員等）への説明を事業者に求め、事業者はその結果に基づき「地域住民等への説明報告書」を作成する。本報告書は、市に提出する前に、説明を実施した証として、市に提出するものと同じものを、説明を実施した相手方に渡し、その後、事業概要書の提出と同時に本報告書を市に提出する。

（６）市との協定の締結

事業予定地の面積が１０ｈａ以上の場合、市は、事業者に対し協定の締結を依頼する。

【他の自治体が定める規制条例　整理】（RIJG 地方自治研究機構　R４.0626HP より）

◆全国で太陽光発電施設による、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている。

◆令和４年７月１２日時点公布：197 条例

都道府県条例は６条例：兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県

市町村条例は 191 条例

都道府県単位で制定市町村数の多い順：

長野県が２４、静岡県が２２、茨城県が１７、栃木県が１１、北海道が１０、群馬県・埼玉県が各９、宮城県、岐阜県、京都府、和歌山県、岡山県が各６、兵庫県、愛媛県及び高知県が各５

三重県内：４＝志摩市・鳥羽市・南伊勢町・名張市

令和３年施行＝26 条例、令和４年施行＝15 条例

※太陽光発電設備の設置について、自然環境や生活環境等との調和を図る観点から、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課す単独条例。環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは、対象外

条文内容整理

１．対象地域・対象施設

抑制区域を設定：９９条例、地域設定をしない：４５条例、禁止区域を設定：２７条例、特別保全地区（保全地区）を設定：１３条例、その他が２条例

２．規制手続

届出・協議制（届出のみのものも含む）：９８条例、届出・同意制：４４条例、

許可制：（あわせて届出・協議制をとっているものも含む）：４０条例、その他が４条例

３．地域住民等への説明と理解の確保

ほとんどの条例は、事業者に対して、自治体との協議等の手続に当たって、あらかじめ地域住民等への説明会を開催することを義務づけ、地域住民等の理解を得るように努め、又は、地域住民等の申出がある場合は協議しなければならないものとしている。

一部の条例では、地域住民等の同意や協定の締結を義務づけている。

４．適正管理、事業廃止後の処分、処分費用の確保・積立

◎太陽光発電設備等の適正管理や廃止後の処分等に関する規定を置くものも少なくない。特に、後発の条例には、こうした規定を置くものが増えている傾向にある。

《条例の例》

◇事業者は計画に基づき保守点検や維持管理を適切に行うとともに、その運用状況及び実施内容について年１回町長に報告しなければならない。

◇事業を廃止するときは、町長に届け出なければならない

◇異常発生時には早急に対処するとともに、速やかに市に報告し、地元関係者に周知しなければならない。

◇事業終了後、太陽光発電設備を放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない

◎土地所有者の責務を規定する条例は少なくない。

◇事業者が所在不明となった場合や解散した場合には、土地所有者が事業廃止に伴う届出や設備の撤去・処分等を行わなければならない

◎処分費用の確保・積立に関する規定を置く条例もある。

◇設置者は災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない

◇事業計画には事業終了後の撤去及び撤去費用の積立てに関する計画を定めることを義務づけ

◇稼働状況及び使用済み設備の撤去・処分費用の積立状況について町長に報告しなければならない

◇大規模事業（事業区域が５ha 以上）については、廃棄等費用に関する保証金の金融機関への預入と損害賠償責任保険への加入を義務づけている

◇災害時の費用について損害保険の加入の努力義務を科すほか、設置や維持管理等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任に関する規定を置いている

◇発電事業終了時における設備の速やかな撤去等と生活環境、景観等の保全措置を義務づけている

５．実効性の確保、罰則

◎手続の違反行為に対しては、ほとんどの条例は指導、助言及び勧告、さらに条例によっては命令の規定を置いている。また、違反行為があった場合や勧告・命令に従わない場合には、公表するものとしている。

◎罰則規定を置いているものは少ないが、一部の条例では罰則を定めている。

・・・５万円以下の罰金など

６．条例改正の動き

◎平成２６年から制定され、その後、全国各地で制定の動きが広がり、令和の時代に入っても、その動きは活発であるが、既に制定された条例についても、規制の強化等を図るため、改正がなされてきている。

◇「美作市事業用発電パネル税条例」

令和 3 年第 7 回美作市議会 12 月定例会で原案のとおり可決、令和 3 年 12 月 21 日に公布。パネル面積 1 平方メートルあたり 50 円を課税するという内容。

「今後、事業用発電パネル税の新設に向けて、地方税法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣との協議を進めます。」⇒ニュース

太陽光発電設備の規制に関する条例整理

目次

〔第１班〕
１．対象地域・対象施設・・Ｐ１～Ｐ４

〔第２班〕
２．規制手続・・・Ｐ５～Ｐ８

〔第３班〕
３．地域住民等への説明と理解の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９～Ｐ12

〔第４班〕
４．適正管理、事業廃止後の処分、処分費用の確保・積立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13

〔第５班〕
５．実効性の確保、罰則・・Ｐ14

施設

宮城県条例第３９号　令和４年　より

一　太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が五十キロワット以上のもの（増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。）をいう。

対象地域

山梨県条例第２７号　令和３年　より

第二条

一　太陽光発電施設　（省略　宮城県条例の一　を流用。）

二　太陽光発電施設の設置　太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。

三　太陽光発電事業　太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。

四　事業区域　太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

五　事業者　太陽光発電事業を実施する者をいう。

第七条　事業者は、次に掲げる区域(以下「設置規制区域」という。)においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可(以下「設置許可」という。)を受けた場合は、この限りでない。

一　森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域並びに当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域

二　地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域

三　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

四　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

五　山梨県砂防指定地管理条例(平成十五年山梨県条例第七号)第二条に規定する砂防指定地の区域

六　国、県が指定する崩落危険区域

七　別に定める特定の動植物の生息区域

※特別天然記念物等の希少な動植物として、保護を指定されている動植物。

八　市が定める緑化重点区域　及び保全配慮地区

（六、七、八は荻須の加筆です。）

p. 1

第十一条　市長は、第八条(申請書の提出について)の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置許可をすることができる。

一　当該設置許可の申請書に係る事業区域に第七条第一号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すると認められること。

イ　当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害(以下「土砂災害等」という。)を発生させるおそれがないこと。

ロ　当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ハ　当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源の　涵養の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

ニ　当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

二　事業区域に第七条第二号、第三号及び第五号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設の設置により、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

三　事業区域に第七条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。

イ　設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。

ロ　設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害、建物若しくは工作物の被害又は交通の遮断のおそれがないことが明らかであること。

四　前三号に定めるもののほか、関係法令の規定に違反しないこと。

2　市長は、設置許可をしようとするときは、当該設置許可に係る事業区域の全部又は一部に対してその区域の自治会及び住民から意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

p. 2

3　市長は、設置許可には、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境の保全上及び災害発生の防止上必要な限度において条件を付することができる。

4　国又は地方公共団体が行う太陽光発電施設の設置については、国又は地方公共団体と市長との協議が成立することをもって、設置許可を受けたものとみなす。

5　設置規制区域外の事業区域の全部又は一部が、設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域内にあることとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6　設置許可(第四項の規定による協議を含む。)は、設置規制区域が変更されたことにより設置許可に係る事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該設置許可に係る太陽光発電施設について第十四条第一項の規定による届出(第四項の規定による協議をしたものにあっては、第十四条第二項の規定による通知)があったものとみなす。

7　市長は、設置許可をしたときは、その旨を公表するものとする。

鳥羽市の条例からの加筆提案

抑制依頼地域がより詳細に記述されています。

太陽光発電事業と自然環境等の保全との調和が特に必要と認められる市内の陸域及び海上を含む水域のうち、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域(以下「事業抑制区域」と言う。)は、次に挙げるものとする。

⑴都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により定めた動向第 7 号の風致地区
⑵文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
⑶文化財保護法第 109 条、同法第 110 条の規定により指定された史跡名称天然記念物または文化財を有する区域
⑷砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された砂防指定地
⑸地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域

p. 3

⑹急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
⑺河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項の規定により指定された河川保全区域
⑻海岸法(昭和 30 一年法律第 101 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された海岸保全区域
⑼港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び同法第 37 条第 1 項の規定により指定された港湾隣接地域
⑽都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の規定により定められた臨港地区及び港湾法第 38 条第 1 項の規定により定められた臨港地区
(11)森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条及び同法第 25 条の 2 の規定により指定された保安林
(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第二項第 1 号に規定する農用地区域
(13)漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港区域
(14)三重県水源地域の保全に関する条例(平成 27 年三重県条例第 45 号)第 11 条第 2 項の規定により指定された水源地域及び同条第 3 項の規定により指定された特定水源地域

※四日市市環境保全審議会はあるのか？
あれば鳥羽市の場合、市長はこの審議会の意見を聞かなければならないとなっている。

以上、ご参考までに。
政友クラブ

p. 4

箕面市

(設置者等の責務)

第五条　設置者、太陽光発電設備の所有者及び管理者並びに事業区域の土地の所有者及び管理者(第十三条第一項において「所有者等」という。)は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然景観を損ない、又は災害若しくは生活環境に係る被害が発生することがないよう十分配慮し、住民との良好な関係を保たなければならない。

(禁止区域)

第六条　自然景観の保全のため特に必要と認められる区域においては、次に掲げる太陽光発電設備を設置してはならない。

一　特定太陽光発電設備。ただし、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する建築物、店舗若しくは事務所の用に供する建築物又は市長が特に必要と認める建築物で規則で定める構造要件を満たしたものの屋根の上又は屋上に設置するものであって次条の許可を受けたものを除く。

二　第二条第二項ただし書に規定する屋根の上又は屋上及び前号ただし書に規定する建築物の屋根の上又は屋上以外の場所に設置する太陽光発電設備であって、その出力の合計が十キロワット未満及びその面積の合計が百平方メートル未満であるもの。ただし、道路標識等に附属して設置される太陽光発電設備で規則で定めるものを除く。

みなかみ

2　何人も、みなかみ町において定格出力が 2,500 キロワット以上又は事業区域の面積が 50,000 平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備を設置してはならない。

2　前項に規定する区域とは、次に掲げる区域をいう。

一　箕面市都市景観条例(平成十九年箕面市条例第三十五号)第二十二条に規定する山すそ景観保全地区及び第十一条に規定する山なみ景観保全地区以北の区域

二　都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域

三　生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する生産緑地

(抑制区域)**伊万里**

第 9 条　市長は、次の各号のいずれかの事由により特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

(1)　豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域であること。

(2)　本市を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域であること。

(3)　歴史的又は郷土的な特色を有している区域であること。

(4)　土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域であること。

(5)　良好な住宅環境が保たれている区域であること。

2　市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

」」

(設置の許可)

第七条　前条に規定する区域以外の区域において特定設置事業を行おうとする設置者及び同条第一項第一号ただし書の規定により特定設置事業を行おうとする設置者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第八条　市長は、前条の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合し、かつ、その申請の手続がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

一　植栽等により、事業区域からおおむね百メートル以内の規則で定める範囲の距離にある道路、公園その他公共の場所から特定太陽光発電設備を遮蔽すること。

二　周辺住民に説明を行い、その理解を得て、あらかじめ周辺住民と規則で定める特定設置事業協定書を締結していること。

「「「

(説明会の開催等)**須崎**

第 9 条　申請予定者は、地域住民等に対し、事業の施行内容、維持管理並びに事業区域の開発工事に伴う環境の変化及び周辺への影響について説明会を開催し、地域住民等の合意を得なければならない。

2　前項の説明会は、当該事業に着手しようとする 90 日前までに行わなければならない。

3　申請予定者は、事業計画について地域住民等から意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

4　前 3 項の規定は、事業の内容等に変更が生じたときも同様とする。ただし、事業の内容等の変更が軽微で説明を要しないと市長が認めるときは、この限りでない。

」」」

2　市長は、前項の許可をするときは、自然景観及び生活環境の保全、安全の確保等のため必要な条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第九条　第七条の許可を受けた設置者は、当該許可に係る特定設置事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2　第七条の許可を受けた設置者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3　前条の規定は、第一項の許可について準用する。

「「「

(事業の届出)**伊万里**

第 10 条　事業者は、事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより事業に着手しようとする日の 60 日前までに必要な事項を届け出て、市長の同意を得なければならない。

2　事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を届け出て、市長の同意を得なければならない。

(同意)

第 14 条　市長は、事業者の手続が適切であって、事業計画が自然環境等の保全上支障がないと認めるときは、事業について同意するものとする。

2　市長は、事業計画について自然環境等の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、事業計画の変更を求めるものとする。

3　市長は、必要に応じて事業計画に係る自然環境等の保全について伊万里市環境審議会の意見を聴くことができる。

(同意の制限)

第 15 条　市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に存する場合又は関係住民等の理解が得られない場合は、事業について同意しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、関係住民等の理解が得られた事業で、当該事業区域の一部が抑制区域内に存するものについて、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りでない。

」」

「「

（協定の締結）**かすみがうら**

第 10 条　特定設置者は、前条の通知を受けた太陽光発電設備を設置しようとするときは、太陽光発電設備の運用等及び廃止後の措置に関する協定を市長と締結しなければならない。

2　特定設置者は、前項の協定の締結後において、市長から協議の申し出があったときは、速やかに応じなければならない。

」」」

(事前協議)

第十条　第七条又は前条第一項の許可を受けようとする設置者は、当該許可の申請をする前に、規則で定めるところにより、特定設置事業の計画について市長と協議しなければならない。

2　市長は、前項の規定による協議があった場合において、当該特定設置事業が第八条第一項に規定する要件に適合するよう助言し、又は指導することができる。

(完了等の届出)

第十一条　第七条又は第九条第一項の許可を受けた設置者は、当該許可に係る特定設置事業を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2　市長は、前項の規定による完了の届出があった

ときは、許可の内容及び許可に付した条件に適合しているかどうかを確認し、規則で定めるところにより、当該届出をした設置者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による完了の届出をした設置者は、前項に規定する通知を受けた日以後でなければ、当該特定太陽光発電設備を使用し、又は使用させてはならない。

(許可の取消し)

第十二条　市長は、第七条又は第九条第一項の許可を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　偽りその他不正な手段により、第七条又は第九条第一項の許可を受けたとき。

二　第七条又は第九条第一項の許可に付した条件に違反したとき。

三　第七条の許可を受けた日(第九条第一項の許可を受けた場合にあっては、当該許可を受けた日)から起算して一年を経過した日までに特定設置事業に着手しなかったとき。

四　第七条の許可(第九条第一項の許可を受けた場合にあっては、当該許可)を受け、特定設置事業に着手した日後一年を超える期間引き続き工事を行っていないとき。

五　第八条第一項第一号に規定する要件を満たさないと認められるに至ったとき。

六　第九条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けないで特定設置事業の内容を変更したとき。

20221027

後藤・樋口協議（案）

太陽光発電設備の 規制に関する条例素案

３．地域住民等への説明と理解の確保

高崎市においては、特別保全地区を指定するものとしている。
また、複数の市町では、設置する太陽光発電設備の最大出力の規模によって規制をかけている自治体もある。
四日市市では、一定のエリアや規模を定めたうえで、以下のような地元との協議の必要性を条例に盛り込むべきと考える。

◎条例素案の参考

以下の、「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」をモデルに提案する。
大津市では、事前に開発エリア隣接の自治会等への事前説明を行ったうえで、協定を締結し市長に報告することとなっております。
また、協定締結が不調になった場合、市長があっせんを行うもととなっております。

この条例を参考に四日市市では、事前周知・地元同意（協定でなくてもいいのではないか)・あっせんの項が必要であると考える。

「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」

（令３条例 31・一部改正）

（事前周知）

第９条　申請予定者は、規則で定めるところにより、事業計画の内容について、当該特定事業の事業区域の周辺住民等(以下「周辺住民等」という。)に対しあらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

2　抑制区域内申請予定者は、周辺住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の周知の際にこれを周知しなければならない。

3　抑制区域内申請予定者は、前項の期間内に周辺住民等から同項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面(次項及び次条第２項において「見解書」という。)を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。

4　抑制区域内申請予定者は、第2項の意見の申出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。見解書を交付したときも、同様とする。

5　抑制区域内申請予定者は、第3項の協議を行ったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

（令3条例31・一部改正）

（意見の調整）

第9条の2　市長は、事業区域及びその周辺地域（以下「関係地域」という。）の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について周辺住民等と抑制区域内申請予定者との間の意見の調整を行うことができる。

2　市長は、前項の調整を行うときは、前条第2項の意見及び見解書の内容に十分配慮しなければならない。

（令3条例31・追加）

（協定）

第10条　抑制区域内申請予定者は、関係地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、周辺住民等で構成される地縁団体の長その他規則で定める者と協定を締結するよう努めなければならない。

2　抑制区域内申請予定者は、前項の協定を締結したときは、速やかに当該協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

（令3条例31・一部改正）

（紛争の自主的解決）

第10条の2　周辺住民等及び申請予定者（第13条第3項において準用する第11条の規定による事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする者を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）は、相互の立場を尊重し、紛争（特定事業の実施に伴い、関係地域に生じるおそれのある防災上又は良好な自然環境等の保全上の支障に関して、周辺住民等と申請予定者との間で生じる争いをいう。以下同じ。）が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

（令3条例31・追加）

（あっせん）

第10条の3　周辺住民等又は申請予定者は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

2　市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に履行していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3　市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

（令3条例31・追加）

【参考】

「高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」

第2章　特別保全地区

（特別保全地区）

第8条　市長は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定するものとする。

（特別保全地区の指定）

第9条　前条に規定する特別保全地区は、次のとおりとする。

(1)　観音山地区　城山町一丁目及び城山町二丁目の全部並びに石原町、寺尾町、乗附町、根小屋町、鼻高町及び山名町の各一部で市長が指定する地区

(2)　榛名湖周辺地区　榛名湖町、榛名山町、箕郷町柏木沢、箕郷町中野、箕郷町松之沢及び宮沢町の各一部で市長が指定する地区

(3)　箕郷梅林地区　箕郷町善地及び箕郷町富岡の各一部で市長が指定する地区

(4)　前各号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区

ア　山岳、河川、森林、湖沼、草原等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区

イ　郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区

ウ　地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる地区

エ　土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる地区

オ　住居の環境を保護すべき地区のうち、住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる地区

2　市長は、前項第4号に規定する地区の指定を行う場合には、第27条第1項に規定する高崎市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

3　市長は、第1項各号に規定する地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

（令4条例18・一部改正）

（特別保全地区の変更及び解除）

第10条　市長は、必要があると認めるときは、速やかに、特別保全地区の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2　前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(発電事業に係る事前届出)
第○条　市内で太陽光発電設備を設置し、これによる発電事業を行おうとする者は、法第 9 条第 1 項の再生可能エネルギー発電事業計画(以下「事業計画」という。)の認定の申請又は法第 10 条第 1 項の変更認定の申請若しくは同条第 3 項に規定する法第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の変更の届出(第 2 号において「申請等」という。)をする前に、次の事項について市長に届け出なければならない。
(1)　設置しようとする太陽光発電設備の設備概要
(2)　申請等のために作成した事業計画又は変更後の事業計画(土地開発計画、保守点検及び維持管理計画、撤去及び処分計画、必要費用の積立て計画等を含む。)
(3)　設備設置用地からの排水計画
(4)　太陽光発電設備の用途廃止後における措置に関する確約
(5)　地元自治会等に対し前 3 号の規定その他発電事業に関する説明を実施した旨
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(太陽光発電設備等に関する維持管理義務)
第○条　市内にある太陽光発電設備の運営事業者は、当該太陽光発電設備及び事業区域(以下「管理対象設備等」という。)が管理不全な状態とならないように、自らの責任において当該管理対象設備等を適正に管理しなければならない。

(維持管理等に関する報告等)
第○条　運営事業者は、事業計画に定めた保守点検及び維持管理計画に基づき太陽光発電設備及び設備設置用地の保守点検及び維持管理を適切に行うとともに、その運用状況及び実施内容について年 1 回市長に報告しなければならない。この場合において、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。
2　運営事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害、交通事故、火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であって、土砂流出等近隣への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告し、地元関係者に周知しなければならない。
3　前 2 項に規定する場合のほか、市長は、市内に設置された太陽光発電設備の維持管理の状況について、適宜その管理者に対し報告を求めることができる。

(運営事業廃止後の適正処分等)
第○条　運営事業者は、事業終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)等に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。

(廃止等にかかる費用)
第○条　運営事業者は、太陽光発電施設の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)
第○条　運営事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者が運営事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該再生可能エネルギー発電設備の所有者とみなして、第●条から前条までの規定を適用する。

（実効性の確保、罰則）
○　条例で定める届出、協議、同意、許可等の手続の違反行為に対しては、ほとんどの条例は指導、助言及び勧告、さらに条例によっては命令の規定を置いている。また、違反行為があった場合や勧告・命令に従わない場合には、公表するものとしている。

他方、罰則規定を置いているものは少ないが、一部の条例では罰則を定めている。

○　罰金については、瀬戸市条例（平成３１年３月）が決定通知前に事業着手した者等に対して３０万円以下等の罰金を、北斗市条例（令和元年７月）が許可を受けないで事業を行った者、命令違反した者等に対して５万円以下の罰金を、大府市条例（令和２年１２月）が決定通知前に事業着手した者等に対して３０万円以下等の罰金を、科すとしている。

○　過料については、神戸市条例（平成３０年１２月）が命令に従わない者等に対して５万円以下等の過料を、西脇市条例（令和２年１２月）が届出をせず事業を着手した者等に対して５万円以下の過料を、科すとしている。

○　なお、都道府県条例では、兵庫県条例（平成２９年３月）が届出をせず事業を着手した者等に対して５万円以下の罰金を、山梨県条例（令和３年７月）が許可を受けないで事業を行った者等に対して５万円以下の過料を、科すとしている。

条例の罰則の範囲は地方自治法によって決められています。地方自治法 14 条 3 項によれば「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と定められています。

※条例は多くの自治体であるものの、罰則、過料が決められている自治体は少数となっている。内容も限定的で、地方自治法の範囲内であるため、この程度の軽度のものとなるのはしかたのないものと理解するが、これで、自然環境の保全、保護のつながるのかが疑問だ。